

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…一
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…一

### 告示

- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 生活保護法による指定医療機関の指定取消し……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…三
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程……………（水道局）…四
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………（水道局）…四
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………（水道局）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（経済産業局商工部地域産業振興課）…四

## 規則

（産業労働局商工部地域産業振興課）…四

職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第九十三号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和四年東京都規則第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二の改正規定及び附則第三項を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第九十四号

職員給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中「（注1）地方公務員法」を「（注）令和四年九月分までは、地方公務員法」に

「（以下単に「再任用短時間勤務職員」という。）について「再」を「に」に改め、（注）を削る。」

### 附則

- この規則は、令和四年十月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 告示

### ●東京都告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 施行者の名称

江戸川区

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業幹線街路補助  
線街路第二百八十八号線

#### 三 事業施行期間

令和四年九月二十六日から令和十七  
年三月三十一日まで

#### 四 事業地

取用の部分  
江戸川区東小松川四丁目、松江三丁目、松江四丁目、松江七丁目及び一之江六丁目各地内  
使用の部分  
なし

●東京都告示第千二百七十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八  
条第一項の規定に基づき大井一丁目南第1地区市街地再開  
発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項にお  
いて準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよう  
に告示する。

令和四年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

大井一丁目南第1地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年十月十六日から令和四年九月三十日まで

三 施行地区

品川区大井一丁目及び大井二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区大井一丁目三十四番十一号

平成二十六年十月十六日

五 変更の内容

事業施行期間を令和五年十二月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和四年九月二十六日

●東京都告示第千二百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下  
「法」という。）第五十一条第二項第一号（中国残留邦人  
等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等  
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律

第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十  
四条第四項においてその例によるものとされた場合を含  
む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当する機  
関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び  
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）  
第十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項において  
その例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、  
次のとおり告示する。

令和四年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

取消

令和4年6月分

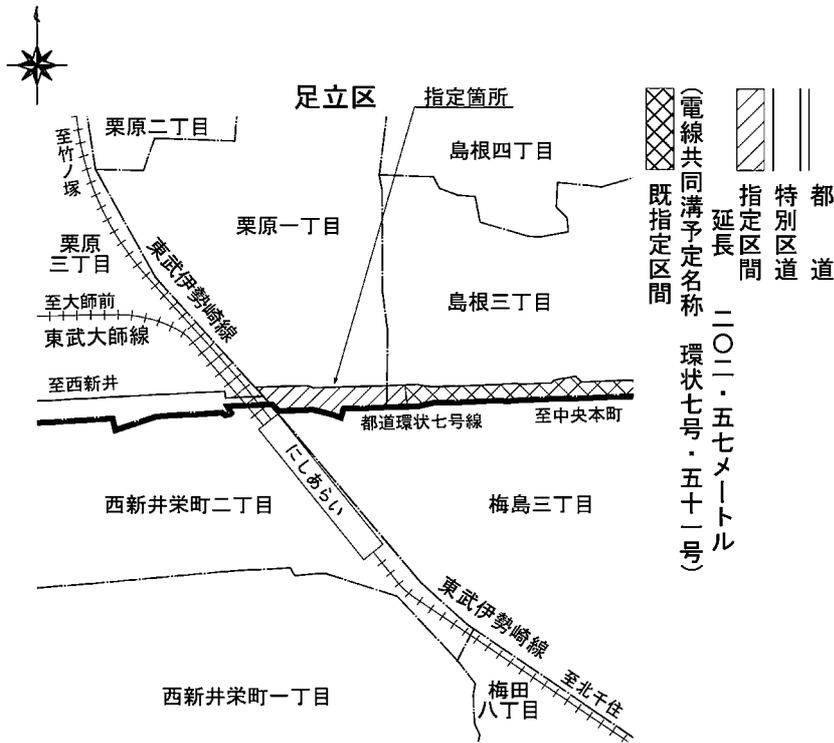
医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	取消年月日
1	十番ファーマシー薬局	東京都港区麻布十番3-6-10 キャッスル麻布101号	令和2年2月1日

●東京都告示第千二百七十九号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

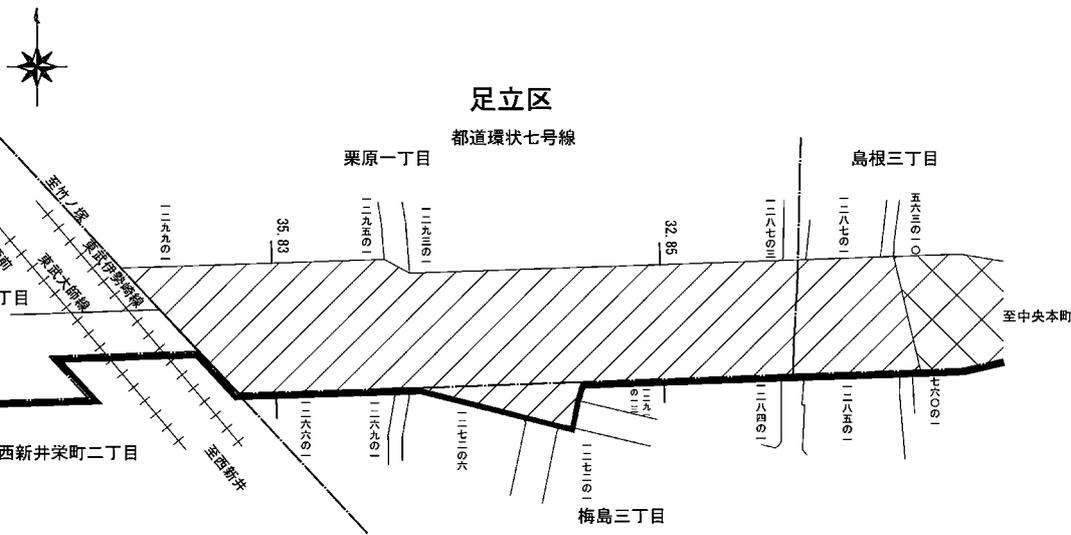
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道環状七号線  
 足立区栗原一丁目〜梅島三丁目



備すべき道路を次のように指定する。  
 令和四年九月二十六日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名  
 都道環状七号線

二 指定する区間  
 足立区栗原一丁目千二百九十九番一地  
 内から同区梅島三丁目七百六十番一地  
 先まで  
 別図表示のとおり  
 三 指定の概要



規程(水)

●東京都水道局管理規程第三十一号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十六日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和四年東京都水道局管理規程第二十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の改正規定及び附則第八項を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三十二号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十六日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(注)2中「地方公務員法」を「令和4年9月分までは、地方公務員法」に、「(以下「再任用短時間

勤務職員」という。)については「に限り」に改め、同様式(注)3及び(注)4を削る。

附則

- 1 この規程は、令和四年十月一日から施行する。
2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程別記様式第一号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年九月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

新東京ビル

二 店舗所在地

千代田区丸の内三丁目三番一号

三 設置者名 三菱地所株式会社

四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社パパスほか二名

六 変更前の小売業者の代表者名

荒木 義也(株式会社パパス)ほか

七 変更後の小売業者の代表者名 安田 直樹(株式会社パパス)ほか

八 変更日

令和四年四月三十日ほか

九 届出日

令和四年八月二十九日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

令和四年九月二十六日から令和五年一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

新国際ビル

二 店舗所在地

千代田区丸の内三丁目四番一号

三 設置者名

三菱地所株式会社

四 設置者住所

千代田区大手町一丁目一番一号

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社Knotほか二名

六 変更前の小売業者の住所

武蔵野市吉祥寺本町二丁目三十三番八号(株式会社Knot)

七 変更後の小売業者

武蔵野市吉祥寺本町二丁目十五番

<p>八 住所 の住所 六号(株式会社Knott) アレクサンドル・ベルナル・フランソワ・ジャン・アルノー(ROMWA JAPAN株式会社)ほか</p>	<p>九 変更後の小売業者の代表者名 ノルベール・ルレ(ROMWA JAPAN株式会社)ほか 令和三年八月二十五日ほか</p>	<p>十 変更日 令和四年八月二十九日</p>	<p>十一 届出日 令和四年八月二十九日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧期間 令和四年九月二十六日から令和五年一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>九 変更後の小売業者の代表者名 宮井 恭子 令和四年六月一日ほか</p>	<p>十 変更日 令和四年八月二十九日</p>	<p>十一 届出日 令和四年八月二十九日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧期間 令和四年九月二十六日から令和五年一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 国際ビル・帝劇ビル 千代田区丸の内三丁目一番一号</p> <p>二 店舗所在地 三菱地所株式会社ほか一名</p> <p>三 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほか</p> <p>四 設置者住所 東宝株式会社</p> <p>五 変更を行った設置者名 島谷 能成</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 松岡 宏泰</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 株式会社ボディワークほか十七名</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ボディワークほか十六名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 令和四年五月二十六日ほか</p>
<p>十一 届出日 令和四年八月二十九日</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧期間 令和四年九月二十六日から令和五年一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 日本プレスセンタービル・富国生命ビル・日比谷国際ビル 千代田区内幸町二丁目二番一号ほか</p> <p>二 店舗所在地 株式会社日本プレスセンターほか二名</p> <p>三 設置者住所 千代田区内幸町二丁目二番一号ほか</p> <p>四 設置者住所 株式会社ファミリーマート</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 澤田 貴司</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 細見 研介</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 令和三年三月一日</p> <p>八 変更日 令和四年八月二十九日</p> <p>九 届出日 令和四年九月二十六日から令和五年</p>	<p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十一 縦覧期間 令和四年九月二十六日から令和五</p>	

十二 縦覧時間

年一月二十六日まで。ただし、東  
京都の休日に関する条例(平成元  
年東京都条例第十号)に定める休  
日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

